

2010年4月16日

各位

会社名 マックスバリュ東北株式会社
代表者名 代表取締役社長 勝浦二郎
(コード番号 2655 東証第2部)
問合せ先 総合企画室 佐藤昭一
(電話 018-847-2792)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2010年4月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2010年5月18日開催予定の第38期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 今後の事業展開等を勘案し、現行定款第2条につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 社外取締役及び社外監査役として優秀な人物を招聘できるよう、社外取締役及び社外監査役の責任を法令の定める限度額に制限する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、定款第26条の新設を議案として提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 現行定款第11条第1項は、定時株主総会の議決権の基準日についての規定であるため削除するとともに、同条第2項は「会社法」に定めがあるため削除し、改めて第12条（定時株主総会の基準日）として規定を新設するものであります。
- (4) その他、文言の修正、条数の繰り上げ、繰り下げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第2条 (条文省略) 第1号～第4号 (条文省略) 5. 化粧品、医薬品、医薬部外品、医療用具、メ タノール・塩酸・硫酸等の化学工業薬品、動物 用医薬品、農薬、毒物、劇物、石油、高圧ガス、 肥料および飼料の販売 第6号～第18号 (条文省略)	(目 的) 第2条 (現行どおり) 第1号～第4号 (現行どおり) 5. 化粧品、医薬品、医薬部外品、医療機器、メ タノール・塩酸・硫酸等の化学工業薬品、動物 用医薬品、農薬、毒物、劇物、石油、高圧ガス、 肥料および飼料の販売 第6号～第18号 (現行どおり) 19. <u>カタログによる通信販売業</u> 20. <u>インターネットによる通信販売業</u> 21. <u>通信機器の販売ならびに電気通信回線利用の募 集およびその利用促進に関する代理業</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	22. <u>インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守</u>
(新 設)	23. <u>インターネットでの広告業</u>
(新 設)	24. <u>貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業</u>
(新 設)	25. <u>介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業、特定介護予防福祉用具販売事業</u>
19. <u>前各号に付帯もしくは関連する一切の業務</u> 第3条～第10条 (条文省略)	26. <u>前各号に付帯関連する一切の事業</u> 第3条～第10条 (現行どおり)
(基準日)	(削 除)
第11条 <u>当社は、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、当該事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</u>	(削 除)
② <u>前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</u>	
第12条 (条文省略) (新 設)	第11条 (現行どおり) (定時株主総会の基準日)
第13条～第25条 (条文省略)	第12条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月20日とする。</u>
(新 設)	第13条～第25条 (現行どおり) (社外取締役の責任限定契約)
第26条～第32条 (条文省略)	第26条 <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>
(新 設)	第27条～第33条 (現行どおり) (社外監査役の責任限定契約)
第33条～第36条 (条文省略)	第34条 <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>
	第35条～第38条 (現行どおり)

3. 日程

効力発生予定日 2010年5月18日

以上